

減免(申請却下)通知書

年 月 日

高浜市長

印

下記のとおり市税等(延滞金)を減免しましたから通知します。
の減免申請を却下

年 度	期(月)別	税 目	納期限	1月を経過する日	税 額	延滞金	減免した額	延滞金 計 算 期 間
				・ ・	円	円	円	年 月 日から 年 月 日まで 日 間
				・ ・				年 月 日から 年 月 日まで 日 間
				・ ・				年 月 日から 年 月 日まで 日 間
				・ ・				年 月 日から 年 月 日まで 日 間
				・ ・				年 月 日から 年 月 日まで 日 間
却下の理由								
摘要								

注

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求することができます。
- 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができます。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。